

令和4年度福島県公債管理特別会計予算

令和4年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,944,286千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		194,030
	1 財 産 運 用 収 入	194,030
2 繰 入 金		48,750,256
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,556,226
	2 基 金 繰 入 金	23,194,030
3 県 債		43,000,000
	1 県 債	43,000,000
歳 入 合 計		91,944,286

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		91,944,286
	1 公 債 費	91,944,286
歳 出 合 計		91,944,286

令和4年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和4年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,300,365千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 財 産 収 入		1,650,364
	1 財 産 運 用 収 入	364
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,300,365

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 基金管理費		365
	1 基金管理費	365
2 土地取得事業費		1,650,000
	1 公共用地取得事業費	1,650,000
3 繰出金		1,650,000
	1 基金繰出金	1,650,000
歳 出 合 計		3,300,365

令和4年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和4年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ179,190,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		48,281,416
	1 負担金	48,281,416
2 国庫支出金		54,384,986
	1 国庫負担金	32,650,451
	2 国庫補助金	21,734,535
4 前期高齢者交付金		57,499,329
	1 前期高齢者交付金	57,499,329
5 共同事業交付金		318,495
	1 共同事業交付金	318,495
6 財産収入		309
	1 財産運用収入	309
7 繰入金		11,222,194
	1 一般会計繰入金	10,052,194



款	項	金額
	2 基金繰入金	1,170,000
8 繰越金		7,328,959
9 諸収入	1 繰越金	7,328,959
	2 貸付金元利収入	155,104
	4 雑収入	11,411
		143,693
歳入	合計	179,190,792

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		86,571
	1 総 務 管 理 費	74,977
	2 運 営 協 議 会 費	478
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	11,116
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		137,604,891
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	137,604,891
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		25,034,576
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	25,034,576
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		74,014
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	74,014
5 介 護 納 付 金		8,271,375
	1 介 護 納 付 金	8,271,375
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,164
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,164

款	項	金額
7 共同事業拠出金		350,537
	1 共同事業拠出金	350,537
8 財政安定化基金支出金		180,000
	1 財政安定化基金支出金	180,000
9 保健事業費		38,102
	1 保健事業費	38,102
10 基金積立金		2,672,624
	1 基金積立金	2,672,624
12 諸支出金		3,876,938
	1 償還金及び還付加算金	3,811,666
	2 市町村助成金	65,272
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出合計		179,190,792

令和4年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和4年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ222,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,220
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,220
2 繰 越 金		137,135
	1 繰 越 金	137,135
3 諸 収 入		80,191
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	80,032
	3 雑 入	158
歳 入	合 計	222,546

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		222,546
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	222,546
歳 出 合 計		222,546

令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和4年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,074,310千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 入 金			137,907
	1 一 般 会 計 繰 入 金		137,907
2 繰 越 金			9,425
	1 繰 越 金		9,425
3 諸 収 入			375,354
	1 預 金 利 子		9
	2 貸 付 金 元 利 収 入		375,332
	3 雑 入		13
4 県 債			551,624
	1 県 債		551,624
歳 入	合 計		1,074,310



歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		1,030,361
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	1,030,361
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		43,949
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	43,949
歳 出 合 計		1,074,310

第 2 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	551,624	1 借 入 方 法 普 通 貸 借 2 借 入 資 金 独立行政法人中小企業基盤整備 機構	独立行政法人中小企業基盤整備 機構の業務（産業基盤整備業務 を除く。）に係る業務運営、財 務及び会計に関する省令（平成 16年経済産業省令第74号）第1 条の2第3号の規定により独立 行政法人中小企業基盤整備機構 が業務方法書（貸付準則）に定 める利率	独立行政法人中小企業基盤整備機構の 業務（産業基盤整備業務を除く。）に 係る業務運営、財務及び会計に関する 省令（平成16年経済産業省令第74号） 第1条の2第3号の規定により独立行 政法人中小企業基盤整備機構が業務方 法書（貸付準則）に定める償還の方法
計	551,624			

令和4年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和4年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		244
	1 繰入金	3
	2 繰越金	160
	3 諸収入	81
2 業務勘定収入		931
	2 繰越金	149
	3 諸収入	782
3 就農支援資金貸付勘定収入		8,099
	2 繰越金	5,399
	3 諸収入	2,700
歳 入	合 計	9,274

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		9,274
	1 貸 付 勘 定	244
	2 業 務 勘 定	931
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	8,099
歳 出 合 計		9,274

令和4年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和4年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ252,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			251,000
	1 繰越金		239,117
	2 諸収入		11,883
2 業務勘定収入			1,185
	2 繰越金		1,183
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			252,185

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		252,185
	1 貸付勘定	251,000
	2 業務勘定	1,185
歳 出 合 計		252,185



令和4年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和4年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金		210
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和4年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,560,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2
	1 負担金	2
2 使用料及び手数料		522,176
	1 使用料	522,176
3 財産収入		993,814
	1 財産売払収入	1
	2 財産運用収入	993,813
4 繰入金		1,254,709
	1 一般会計繰入金	1,254,709
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		240
	1 雑入	240

款	項	金額
7 県 債		789,400
	1 県 債	789,400
歳 入 合 計		3,560,342

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		3,045,786
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,014,116
	2 荷 役 機 械 整 備 費	893,882
	3 上 屋 管 理 運 営 費	50,347
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	87,441
2 相馬港港湾整備事業費		467,662
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	281,316
	2 上 屋 管 理 運 営 費	148,455
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	8,277
	4 荷 役 機 械 整 備 費	29,614
3 中之作港港湾整備事業費		2,894
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,894
4 翁島港港湾整備事業費		44,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	44,000

款	項	金 額
歲 出	合 計	3,560,342



第 2 表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械建造費（小名浜港）	令 和 5 年 度	1,157,800

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	578,900	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	210,500			
計	789,400			

令和4年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和4年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,987,320千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,928,868
	1 証 紙 収 入	2,928,868
2 繰 越 金		58,451
	1 繰 越 金	58,451
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,987,320

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,954,194
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,954,194
2 諸 支 出 金		3,126
	1 証 紙 買 戻 金	3,126
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,987,320

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和4年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ414,672千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		112
	1 財 産 運 用 収 入	112
3 繰 入 金		116,878
	1 一 般 会 計 繰 入 金	91,473
	2 基 金 繰 入 金	25,405
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		297,678
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	297,637
	3 雑 入	40
歳 入 合 計		414,672

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 奨学資金貸付事業費		414,672
	1 奨学資金貸付事業費	414,672
歳 出 合 計		414,672



令和4年度福島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量  | 54,020,834立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 148,002立方メートル    |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村            |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	8,094,236千円
第1項 営業収益	3,649,575千円
第2項 営業外収益	4,129,182千円
第3項 特別利益	315,479千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	8,093,037千円
第1項 営業費用	7,585,814千円

第2項 営業外費用 191,742千円

第3項 特別損失 315,481千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,204千円は、過年度分損益勘定留保資金2千円、当年度分損益勘定留保資金1,202千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 3,115,387千円

第1項 企業債 465,800千円

第2項 補助金 1,162,500千円

第3項 出資金 802,150千円

第4項 負担金等 684,937千円

支 出

第1款 資本的支出 3,116,591千円

第1項 建設改良費 2,018,000千円

第2項 固定資産購入費 3,268千円

第3項 企業債償還金 1,095,321千円

第4項 国庫補助金返還金 1千円

第5項 還付金及び返納金 1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県北、県中、二本松及び田村処理区）維持管理業務の委託	令和4年度から 令和7年度まで	1,533,955千円
流域下水道（汚泥放射能対策）維持管理業務の委託	令和4年度から 令和5年度まで	325,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和5年度	258,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和5年度	150,000千円
流域下水道整備工事（二本松処理区）	令和5年度	60,000千円
流域下水道整備工事（田村処理区）	令和5年度	210,000千円
（企業債）		

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	465,800千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金		
			年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当	

該見直し後  
の利率)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、971,847千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 212,238千円

令和4年度福島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 給 水 件 数       | 74件               |
| (2) 年 間 総 給 水 量   | 323,325,980立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 885,824立方メートル     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,454,153千円
第1項 営 業 収 益	2,555,884千円
第2項 営 業 外 収 益	865,755千円
第3項 特 別 利 益	32,514千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	5,320,139千円
第1項 営 業 費 用	2,831,142千円

第2項 営業外費用 111,011千円

第3項 特別損失 2,377,986千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額816,210千円は、過年度分損益勘定留保資金759,814千円、当年度分損益勘定留保資金56,396千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,104,107千円

第1項 企業債 2,104,100千円

第2項 国庫支出金 1千円

第3項 工事負担金 2千円

第4項 固定資産売却代金 2千円

第5項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 2,920,317千円

第1項 建設改良費 2,312,645千円

第2項 企業債等償還金 607,671千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	導水管布設工事（添野接続）	300,000千円	令和4年度	80,000千円
					令和5年度	220,000千円
			沼部堰改築工事	1,550,000千円	令和4年度	50,000千円
					令和5年度	700,000千円
					令和6年度	800,000千円
					令和5年度	310,000千円
		機械設備更新工事（初野浄水場）	430,000千円	令和4年度	120,000千円	
				令和5年度	310,000千円	

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
いわき事業所給水業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	327,459千円

（企業債）

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設工事費	2,104,100千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮

2 借入資金 政府資金その他

資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

し、又は借換えをすることができるものとする。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、358,434千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 305,369千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第12条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。



処分する資産	種類 土地・建 物・構築 物等	名称 好間工業用水道	数量 好間工業用水道に係る事 業用資産一式	処分の態様 無償譲渡

令和4年度福島県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

企業債の償還 1,432,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域開発事業収益 1,330,004千円

第1項 営業外収益 1,330,003千円

第2項 特別利益 1千円

支出

第1款 地域開発事業費用 28,008千円

第1項 営業費用 10,379千円

第2項 営業外費用 17,628千円

第3項 特別損失 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,432,000千円は、過年度分損益勘定留保資金143,680千円及び当年度分損益勘定留保資金1,288,320千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 0千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 1,432,000千円

第1項 企業債等償還金 1,432,000千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、723,909千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 7,461千円

令和4年度福島県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		506床
一般病床		306床
精神病床		196床
感染症病床		4床
(2) 患者数		
入院患者	年間患者数	65,007人
	1日平均患者数	178人
外来患者	年間患者数	115,506人
	1日平均患者数	475人
(3) 建設改良事業		2,550,083千円
既設病院整備		83,150千円
資産購入		212,950千円
雑支出		1千円

県立病院新改築事業

2,253,982千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 8,148,657千円

第1項 医 業 収 益 3,110,209千円

第2項 医 業 外 収 益 5,037,733千円

第3項 特 別 利 益 715千円

支 出

第1款 病院事業費用 8,167,403千円

第1項 医 業 費 用 7,984,625千円

第2項 医 業 外 費 用 168,225千円

第3項 特 別 損 失 14,553千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 4,430,400千円

第1項 企 業 債 2,430,100千円

第2項 負 担 金 888,814千円

第3項 補助金	377,910千円
第4項 他会計からの長期借入金	726,294千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	5,220千円
第6項 雑収入	2,062千円

支 出

第1款 資本的支出	4,425,252千円
第1項 建設改良費	2,550,083千円
第2項 企業債償還金	1,146,814千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	726,294千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	2,061千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
矢吹病院訪問看護事業等用公用車リース	令和5年度	350千円
宮下病院床頭台等リース	令和5年度から令和8年度まで	1,480千円
南会津病院訪問看護事業等用公用車リース	令和5年度から令和8年度まで	2,140千円
S P D 導入事業	令和5年度から令和6年度まで	54,290千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
資産購入費	89,600千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		
県立病院新築事業費	2,070,500千円	同	上	同上	同上
企業債償還金	270,000千円	同	上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,345,104千円

(2) 交際費 833千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、834,460千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、568,770千円と定める。